EY税理士法人 パートナー 金谷 雅子氏

持続的経営と税 (11)

税務は、M&A(合併・買収)のうえでも重要なポイントのひとつだ。買収後に企業グループ全体の税金コストが変わってくる可能性があり、買収先企業の価値、すなわち買収金額に影響を与える。M&Aで競合企業に競り勝つためにも、検討の初期段階から考慮しておく必要がある。

2021年のM&Aの取引総額は、世界で5兆別と過去最高を記録した。デジタル化によるビジネスの変化、ESG(環境・社会・企業統治)、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクを受けたサプライチェーン(供給網)見直しなど、経営課題への対応手段として、M&Aへの意欲は旺盛だ。

税務はM&Aで考慮すべきポイントのひとつだ。M&Aの検討段階では買収先企業のビジネス自体に目が行きがちだが、買収後に企業グループ全体に生じる税金コストの変化という形としてはね返る。買収先企業の価値評価、すなわち買収金額は、その変化を見越して算定しておく必要がある。

買収後に税金コストという資金 流出をセーブでき、キャッシュフロー(現金収支)が増加する見込 みがあれば企業価値評価額を高く できる。つまり税金コストを削減 できるという税務プランニングに 基づいた企業価値の評価や入札価 格の設定がM&Aを成立させる一 因になることもある。

例えば、「繰越欠損金」だ。過



去に計上した税務上の赤字を次年 度以降に繰り越すことで将来の法 人税負担を軽減できる制度だ。

買収先企業に間もなく期限切れになる繰越欠損金があっても、買収後すぐに業績を上向かせ課税所得が生じる見込みがなければ利用はできない。しかし、買収先企業がもつ無形資産を買収後に日本に集約するなど、無形資産の譲渡を計画する場合には繰越欠損金を利用して無形資産の譲渡益課税を軽減できる可能性が出てくる。

さらに買収先企業の無形資産を 日本企業側で減価償却することが できれば、日本の課税所得や法人 税が減ることになり、実質的に繰 越欠損金を利用するのと同等のメ リットを得ることができる。繰越 欠損金に価値をつけて買収金額を 増額できる可能性が生まれること になる。

買収先企業が低税率な国にある場合、日本のタックスへイブン税制が適用され、買収先企業の所得が日本で課税される場合がある。このような場合には、現地の低い税率ではなく日本の親会社に課される法人税率(約30%)で見込んでおく必要があり、買収先企業の価値評価は下がる。

買収先企業がタックスへイブン 税制の適用対象にならずにすむよ う税務プランニングができれば、 現状の低い法人税率のまま税金コ ストや買収金額を算出できる。海 外の買い手候補との競争に勝つた めにはタックスへイブン税制のプ ランニングは欠かせない。

買収金額の提示は、M&Aの初期段階から求められる。税務プランニングも初期段階から始めておく必要があるだろう。



かなや・ま こ トラッサス ションドバイサリー チームダー。 20年を超える国

際税務コンサルティング経験をもち、クロスボーダーM&A、組織 再編、国際税務プランニングのア ドバイザリー業務に携わる。